

委員 長 談 話

平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日

千葉県人事委員会委員長 浜名 儀一

- 1 本日，人事委員会は，議会及び知事に対し，職員の給与等について報告し，併せて給与構造の改革について，平成 19 年度から実施する措置を勧告いたしました。

本年は，公民給与の比較方法について見直しを行った上で本県職員と民間企業の従業員の給与を比較した結果，月例給，特別給ともにその水準がおおむね均衡した状況にあることから，給料表及び諸手当について改定を求める勧告を行わないこととしました。

- 2 一方，昨年 12 月の勧告において改革の全体像を示し，本年 4 月から取り組んでいる給与構造の改革については，平成 19 年度から実施する措置として，地域手当の支給割合の改定，管理職手当の定額化を行うこととしました。

また，国全体として進められている少子化対策に対応し，3 子目以降の扶養手当額の引上げを給与構造の改革と併せて行うこととしました。

- 3 本年の勧告において，公民給与の比較方法について，比較対象となる企業規模を 100 人以上から 50 人以上に改めるなどの見直しを行っています。

この比較方法の見直しは，人事院の官民給与の比較方法の見直しの趣旨を踏まえ，民間企業の従業員の給与をより広く把握し反映させるために行ったものであります。

- 4 公務運営については、能力・実績に基づく人事管理、多様な有為の人材の確保、健康で働きやすい職場環境の整備、職業生活と家庭生活の両立のための施策の推進に関して報告いたしました。
- 5 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するものであり、職員の給与水準を民間企業の従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っています。
- 6 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本年の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。
- 7 なお、職員の給与については、現在、減額措置が実施されているところですが、職員にとって大きな影響があることから、早期に解消し、人事委員会勧告に基づいたあるべき職員の給与水準が確保されることを望みます。
- 8 職員においては、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるため、一人ひとりが、改めて全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を持つとともに、県民の視点に立ち、より効率的で的確な公務運営を目指し、職務遂行に全力を注ぐことを要望します。
- 9 県民の皆様には、人事委員会の行う勧告の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民福祉の向上に努めている実情について、深いご理解をいただきたいと思います。